



テープカットする主催者と来賓



武田兵糧丸の試食風景

雨天の中、昨年を上回る賑わい 第15回中小企業組合まつり盛大に開催

3月7日（日）にアイメッセ山梨において、第15回中小企業組合まつりが開催された。

第15回目を迎える「中小企業組合まつり」は、「今こそ発揮 中小企業の底力」をテーマに組合まつりの原点に立ち返り、出展者自らが楽しみ、自分の商売・サービスのおもしろみを伝えることを目的とし、出展者にはお客様の日頃のご愛顧に対する感謝の心を込めるとともに、中小企業の仕事の内容を県民・市民に認識してもらえようという内容を企画していた。

前日の夜から雨が降り続き、組合まつりがはじまって以来初めての終日の雨。気温が低いという悪天候であったが、昨年を上回るお客さんに来ていただき、駐車場待ちができるほどの集客であった。

雨の影響で、屋外で開催する予定の開会式を屋内のイベントステージで開催した。横内正明山梨県知事、奥石東参議院議員民主幹事長職務代行をはじめとする、国会議員、山梨県議会議員、甲府市長に「祝辞をいただく中、多くのご来賓、本会役員、まつり実行委員、出展者が出席して盛大に開催された。

また、山梨県菓子工業組合が4月の信玄公祭りにおいて売り出す「武田兵糧丸（ひょうろうがん）」の試作品の試食とアンケートが行われた。午前、午後に分けて50名ずつを募集したが、行列ができ、人数を制限するほどの人気であった。

組合傘下の17社が28品を出品したが、各社が地元の素材を使い工夫したため、味や形が違い、各社の個性があらわれていた。グループ分けをして試食を行ったが、ほぼ完成品に近い形で出品されたものは評価が高く、まだまだ改良の余地が必要なものもあった。各社は、お客様の声を参考に改良を重ね、信玄公祭りでの発売を目指している。

屋外は、終日雨が降っており、雨対策として飲食用のテントを張ったが、気温も低かったため、閑散としていた。例年であれば行列ができる「ソーラー新幹線」の運行、高所作業車をはじめとする動く自動車も開店休業に近い状態であった。下部温泉の「砂金取り体験」も寒さのため、参加者が少なかった。

今回、まつりを開催するにあたり、広報手段、イベント内容を一部変更したため、お客様からのアンケート調査を実施した。アンケートからわかったことは次のとおりである。

- 年代は、30代が多く、家族連れが主体で、女性の方が多い。
- 甲府市から来る人が約50%、中央市、甲斐市が10%強と続いている。
- 初めて来る人が約30%、3回以上来ている人も45%いる。
- 新聞で知った人が40%、チラシ、ラジオが13%強、口コミも12%強である。
- 買い物が良かった人が30%、来場者



木工体験に参加した親子



ソーラー新幹線の運行

プレゼントが20%、体験コーナーが14%強と続いている。

○滞在時間は、2時間弱が約64%、2時間〜4時間の人が28%である。

また、お客様からの苦情としては、「駐車場が待たされた」、「雨の中駐車場から歩くのは大変」などの声も寄せられており、今後、出展者からの声も拝聴し、よりよい組合まつりの開催に向け、改善していきたいと考えている。



山梨県中小企業団体中央会機関誌
平成22年度中小企業組合活性化情報

4月号

2010年
第638/216号
(毎月1日発行)

3月の出来事

●時 事

- 8日 住宅エコポイント、申請スタート
- 8日 富士川町発足（増穂・鵜沢両町合併）
- 9日 県内で春の大雪
- 10日 トキ（国特別天然記念物）9羽死ぬ（新潟・佐渡）
- 12日 今春大卒内定率、最悪80%

●山梨県中央会ニュース

- 3日 女性部県大会
- 7日 第15回中小企業組合まつり
- 19日 全国中小企業団体中央会
第2回金融・税制合同専門委員会
- 26日 第10回正副会長会議
平成21年度第4回中央会理事会

4月の予定

- 9～11日 第40回信玄公まつり
- 28日 第1回正副会長会議・監査会

今月の見どころ

- 1面 第15回組合まつり盛大に開催
- 2面 年度末手続き
- 4面 各組合活動紹介
- 6面 新卒者応援プロジェクト
実施団体決定

その他、各種事業案内、施策等々情報を掲載

発行所 山梨県中小企業団体中央会
甲府市飯田2-2-1 中小企業会館4階
TEL 055(237)3215 FAX 055(237)3216
http://www.chuokai-yamanashi.or.jp
e-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

年度末後の事務手続きの流れ

3月を事業年度末にしている組合は決算関係書類及び事業報告書の作成、通常総会終了後の事務処理（議事録の作成や役員改選を行えばそれに伴う書類作成など）が発生するため、組合事務局にとって多忙な時期を迎えます。

遅滞なく事務手続きが完了できるよう、下図の事務手続きの流れを参考に適切な事務処理を行なってください。

年度末後の事務手続きの流れ

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）及び事業報告書の作成。



監事による監査

「決算関係書類」「事業報告書」（業務監査を行う場合）について監事の監査を受ける。

監事は監査報告書を作成し、「決算関係書類等」の全部を受領した日から4週間を経過した日に理事に通知。但し、監事が自主的に4週間を下回る期間で監査を行い、理事に監査報告を通知することは可能。



理事会招集通知の発出

理事長が理事会の会日の1週間前（定款で短縮可）までに各理事に発出（監事が業務監査権限を持つ場合は監事を含む）。理事（監事が業務監査権限を持つ場合は監事を含む）全員の同意があれば招集手続きの省略可。



理事会の開催

通常総会の開催日時、場所・議案の議決。監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」（業務監査をした場合）の承認。通常総会の会日の2週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を主たる組合事務所に、写しを従たる事務所に備置く（5年間）。



総会招集通知の発出

理事長が通常総会会日の10日前までに（定款で短縮可）までに組合員に到達するよう発出。議案の他、会議の日時、場所等会議の目的事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告書」を添付。組合員全員の同意があれば招集手続きの省略可（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）。



通常総会の開催

理事会開催

※役員改選（代表理事、副理事長、専務理事等）を行った場合。



通常総会議事録、（役員改選を行った場合）役員変更届出書・理事会議事録の作成

※変更登記が発生していれば…

登記事項〈名称、主たる事務所、事業、公告の方法、出資1口の金額、出資払込の方法、地区〉に変更が生じた場合は、所管行政庁から定款変更認可後2週間以内に変更登記。

代表理事の変更は、就任日から2週間以内に変更登記。

注：同一人物が留任しても変更登記が必要。

※定款変更を行っていれば…

所管行政庁に①定款変更理由書 ②定款変更条文新旧対照表 ③総会議事録の謄本を提出。



通常総会終了後、2週間以内に決算関係書類・事業報告書・総会議事録を所管行政庁へ提出

〈所管行政庁への提出書類〉

- ①決算関係書類提出書（鑑）
- ②決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）
- ③事業報告書
- ④総会議事録の謄本

注：所管行政庁への決算関係書類の提出を忘れずにお願いします。”職権解散”の対象となります。



事業年度終了後、原則2ヶ月以内に税務申告書類の提出・納税

- ・法人税…税務署
- ・法人県民税＋事業税…県税事務所
- ・法人市（町村）民税…市町村税務課

中小企業組合士の活用

昨今の厳しい経済状況を受け、各組合とも組合員の減少やそれに伴う事業の縮小等により組合事務局役職員のリストロも進んでおり、組合事務局の存在自体がゆらぎつつある。

組合と組合員が生き残っていくためには、組合事務局の果たす役割がこれまでも増して重要な時期にきており、組合事務局が頑張らなければ、組合の発展も存続もないという考えから、組合事務局役職員同士の交流・連携、研修会・講習会の開催、視察等を通じて組合事務局の強化を図っていく必要があるのではないか。

そのための取り組みの一つとして、中小企業組合士の活用がある。

中小企業組合士とは、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度である。

現在、全国で約3,422名、山梨県には32名（平成21年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、組合はもちろん中央会、商工中金等それぞれの分野において活躍している。

本県では、中小企業組合士を普及させるため、中小企業組合士を取得した中央会職員が講師となり講習会を開催し、組合事務局の役職員等が中小企業組合士を取得するために必要とされる内容について講習会を実施している。

講習会を受講した組合事務局役職員からも合格者が出ており（平成21年12月の試験では組合関係者4名が合格し、その内講習会受講者は3名）、組合事務局の充実・強化に果たしている役割は大きいと思われる。

是非、中小企業組合士を受験して、自分のスキルアップはもちろん、組合の発展にも貢献しましょう。

ibuki
息吹

山梨県中小企業団体中央会
情報連絡員報告

(平成22年2月分)

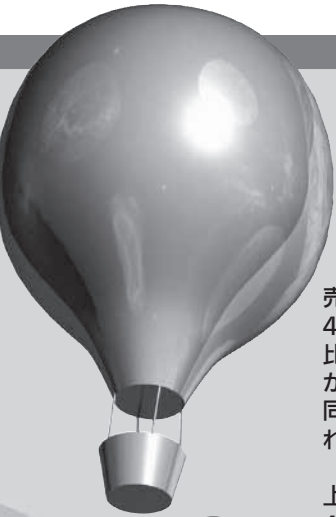
本県の2月の景況は、全業種のDI値では、売上高-20(前年同月比+12)、収益状況-48(前年同月比±0)、景況感-42(前年同月比+10)と前年同月比で収益状況のポイントが不変であった以外は、全項目において前年同月比、前月比ともにポイントの改善が見られた。

業種別のDI値で見ると、製造業は、売上高-25(前年同月比+20)、収益状況は-45(前年同月比+5)、景況感-30(前年同月比+15)と前年同月比と前月比ともに、全項目においてポイントの改善が順調に進んでいるように見受けられる。

非製造業でもDI値は、売上高-17(前年同月比+6)、収益状況-50(前年同月比-3)、景況感-50(前年同月比+7)と、前年同月比で収益状況のポイントのみがマイナスとなったが、そのほかの売上高、景況感ともに前年同期比と前月比においてポイントは改善している。

県内の景況をDI値で見ると、依然としてマイナス水準であるものの、前年同月比では大きくポイントの改善が進んでいるように見受けられる。

しかし、各業界の連絡員からの報告内容を見ると、県内中小企業の受注や資金繰りなど、直面する課題は依然として深刻であり、今後の景気見通しについても、一部の業界を除いては全く明るさが感じられず、ほとんどの業界において期待感を持っていない。



データから見た

業界の動き

トピックス

今回は、組合の会員企業における人材教育の傾向について聞いた。

この調査では、人材教育の方法として①OJTによる社員教育、②外部研修の活用、③①と②の両方を実施、④行っていないから選択してもらい、その理由を簡潔に書き添えてもらった。結果は次のとおり。

製造業(20組合)のうち①「OJT」が2組合、②「外部研修」が2組合、③「両方」は4組合、④「行っていない」10組合、無回答2組合であった。

非製造業(30組合)では①「OJT」が2組合、②「外部研修」が6組合、③「両方」8組合、④「行っていない」は11組合、無回答3組合という結果になった。傾向としては、製造業、非製造業ともに「OJT」のみとした組合は少数であったが、非製造業においては、「外部研修」①と②の両方とする回答が製造業と比較してやや多かった。

なお、製造業、非製造業を通して最も多かった④「行っていない」の理由としては、研修の対象となる「人材がいない」教育にかけられる「金銭面での余裕がない」「時間が足りない」とする回答がほとんどを占めた。長引く不況が企業の教育研修・人材育成などの取り組みを消極的にしている。

と予想。

●**窯業・土石(砂利)**／年度末の河川工事で売上は増加。資金繰りは好転したが、収益状況は原材料費(原石)との関係で好転していない。

●**鉄鋼・金属**／昨年末よりデバイス関連の仕事が出てきた。建設関連は未だ低迷。好転はしているが回復の速度は鈍い。一昨年の5〜6割の仕事量。

●**一般機器**／2月後半から3月の初めになって急に注文が増加。休日返上で生産にあたっている。

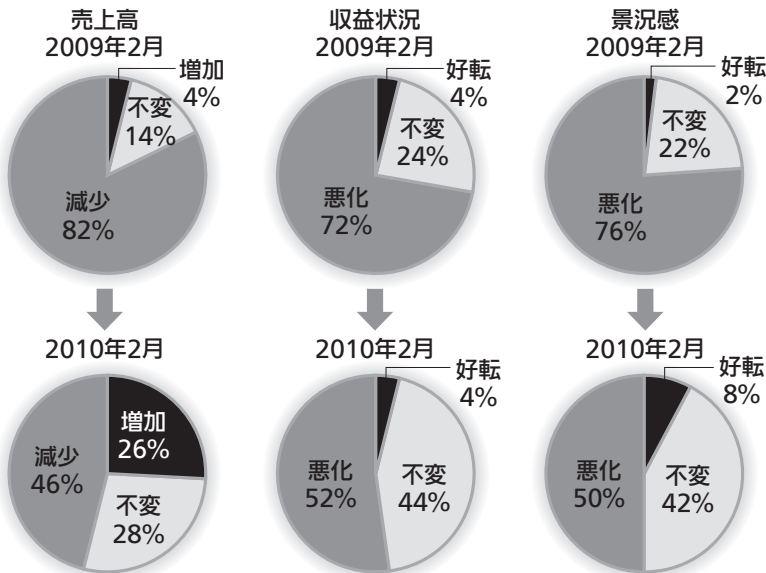
●**電気機器**／一部の取引先は、好転して6月頃までの生産計画が明確となったが、その他は低迷。

●**紙・紙加工品**／チリの大地震の影響でチリでのパルプ生産・出荷がストップ。中国の事情もあり今後パルプの調達に困難になる可能性がある。回復まで数ヶ月かかる。

●**非製造業** ●**卸売(宝飾)**／店頭の一部からは前年実績より多少回復

●**卸売(宝飾)**／店頭の一部からは前年実績より多少回復

データから見た業界の動き(平成22年2月分)



需要の減退見通しの懸念から下落傾向。当分の間ガソリン・軽油価格は横ばいと予測。

●**小売(青果)**／月の後半、一般的に野菜等が値上がり、売上高は増加したもの、全体としては前年と変わらず。

●**小売(食肉)**／3月以降輸入原材料の値上がりが予想される。

●**小売(水産物)**／売上不振は、高齢化している小売商の業界においては事業継続に対するあきらめムードを助長。

●**小売(電機製品)**／テレビ中心に順調に推移。エコポイントの継続も決まった。エコ商品の販売も順調に推移し、住設機器が全体の下支えに貢献。山梨のリサイクル製品の引き取り実績は全国平均を大きく上回っている。

●**小売(事務機文具)**／法人への販売が減少。官公庁への納品価格の低下と納品高の減少、通販の台頭により厳しくなっている。

●**運輸(トラック)**／機械関連では半導体の在庫で品不足がはじめており、3月末までは輸送需要が期待できそう。

●**小売(石油)**／原油価格は世界的な景気の先行き不安と

業界の声

山梨県菓子工業組合

副理事長 内田 長久氏

業界の現況は?

単純に昔の売上と比較してみると減少しております。特に、葬式まじゅうや結婚式の引き出物といった冠婚葬祭等の需要は大幅に減少しています。これは、ライフスタイルの変化等が要因として考えられるため、極端に持ち直す事は見込めそうにありません。

しかし、地域の菓子店は品揃えの大部分を店毎のオリジナル商品が占めているため、大店舗の進出や不景気にそう大きく左右されない安定した売上が見込めるといった一面があります。今後菓子店が生き残っていくためには、今まで以上にオリジナル商品を前面に出していくことが必要であると考えています。

ただし、オリジナル商品というだけで大企業・大店舗などに対抗するのは難しいでしょう。そのため明確に商品の差別化を打ち出していくことが求められています。

今後の展開は?

地域に密着した菓子作りという点では、「武田兵糧丸」がその代表的な例になると思います。

これは、当組合が昨年11月に商標登録したものであり、武田24将になぞらえた24種類の兵糧丸を当組合員が、それぞれ地域の特産品などを活用して試作開発しております。

しかし、24種類の商品を同じケースに入れて販売することについては、材料や賞味期限などの問題点もあるため、審査会や試食会などで試行錯誤を続けております。

今後は、この「武田兵糧丸」が全国的な知名度を持つ商品となるよう、努力していこうと考えております。



「武田兵糧丸」の1つ

イベントで農業機械をPR

ACTIVE KUMIAI



組合まつりで展示した農機具

山梨県農業機械商業協同組合青年部会（依田孝一会長）は、3月7日甲府市大津町「アイメッセ山梨」において開催された「中小企業組合まつり」に出展し、農業機械のPRを行った。

当日は、1日中雨の降るあいにくの天気であったが、青年部会の5社が農業機械を展示し、しかも屋外の出展にもかかわらず、多くの来場者が、農業機械の性能や乗り心地を確かめるため、見て、さわって、実際に体感していた。

また、昨年10月に甲府市小瀬で開催された「山梨県農業まつり」でも、同じく農業機械のPRを行った際に配布した、組合のPR用チラシを今回も配布したことにより、組合の活動が広く来場者にPRできたことが大きな成果となった。

最近の農業を取り巻く環境は、専業の農業従事者の高齢化が進んでおり、遊休農地や耕作放棄地も多く見られ、また、家庭菜園や週末農業を行う一般の人も増えており、農業機械をホームセンターで購入する人、ネットオークションで探す人もいる。

このような状況の中、青年部会としても、青年経営者を中心とした青年部活動を盛り上げ、活気を出していくことが組合の活性化に繋がると考え、各種イベントに出展し、業界のPRを行ってきた。

なお、農業機械の購入・メンテナンス・各種相談事については、「信頼のおける整備士」がいる、山梨県農業機械商業協同組合の加盟店までお願いします。



組合をPRするために作成したチラシ

TOPICS

山梨県療術業協同組合

「中小企業組合まつり」に参加

ACTIVE KUMIAI



会場風景②

また組合員には、組合の上部団体にあたる中央会の活動状況を周知するため、中小企業タイムズと組合員の治療技術の向上のため、業界紙を毎月郵送しております。経済環境の厳しい昨今、新しい情報と新しい治療技術の研究は、組合員にとって欠くことのできない必須条件です。

これにより療術用具の共同購入や経営の効率化を図るとともに系統化された教育活動により一層の資質向上をめざし療術業界の発展に資することを目的としています。当組合は、中小企業団体中央会が主催する「中小企業組合まつり」に設立以来13回連続して参加し広く県行政関係者をはじめ県民の皆様に、療術業組合員の施術している内容を体験頂き、健康に生きることの素晴らしさと同時に組合員が取得したすばらしい技術を実感として味わって頂いております。



会場風景①

TOPICS

山梨県パン協同組合

町のパン屋さんを 目指すー

ACTIVE KUMIAI



ブロック会議の様子

パンの匂いに誘われてか、多くの皆様に作りたてのおいしさを味わっていただき、早々に完売した。

また、今年度は当番県として、全日本パン協同組合連合会関東甲信越ブロック会議を2月5日笛吹市石和町「ホテル君佳」において開催し、1都9県から多くの関係者の出席のもと、各県より提出された、「学校給食パン週1回前後の地域の工場対応状況について」、「学校へ納入したパン・米飯に対する消費者の声を聴く手段について」、「地場の酒造会社との連携による酒米粉混入のパン製造販売について」などの議題について活発に意見交換を行った。

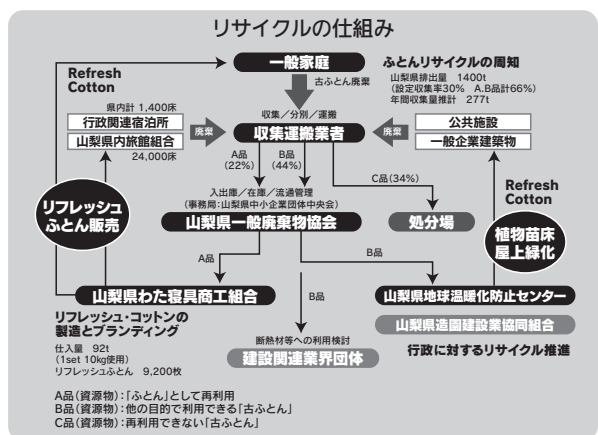
組合では、事業としてパン食普及に力を注ぎ、新製品の開発やパン製造技術の向上等の技術講習会を積極的にに行い、さまざまな活動を実施していく中で、お客様に喜ばれるパンづくり、地域に貢献した活動を今後も推進していきたい。

みなさんは是非、お近くのパン屋さんに足を運んでください。必ずお気に入りのパンが見つかるはずです。



大好評揚げたてあんパン

山梨県ふとんリサイクル協議会



リフレッシュコットンプロジェクト

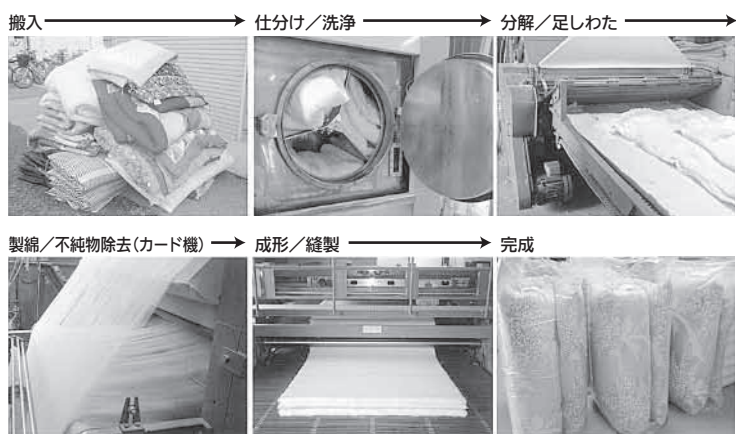
山梨県ふとんリサイクル協議会は、粗大ごみの中で非常に高いウエイトを占め、その大半を焼却によって処分している「ふとん」をリサイクルすることにより、山梨県内における二酸化炭素排出量を大幅に削減することを目的に設立された。

この協議会は、一般社団法人山梨県一般廃棄物協会、山梨県わた寝具商工組合、山梨県地球温暖化防止活動推進センターの3団体が会員となりそれぞれの立場から粗大ごみ削減に寄与している。

リフレッシュコットンとは、下図に示されたとおり古ふとんから取り出した綿を洗浄し、新たなふとんの原料とすることであり、中古ふとんとは違うものであることから命名された。

また、3月5日開催の組合まつりにおいて、リフレッシュコットンを利用した布団を購入するかについてアンケートを行ったところ、7割以上が値段によっては購入することに前向きとの回答をいただき、環境問題への関心の高さが普及への追い風になるものと思われる。

リフレッシュ・コットンの再利用工程



モニターツアーに参加したみなさま

山梨県中小企業団体中央会は、3月11日、山梨の産業観光の魅力について、消費動向のカギを握ると言われている女性をターゲットに産業観光モニターツアーを実施した。

峡南地域の代表的な地場産業である「西嶋和紙」について「身延町なかとみ和紙の里」で手漉き体験を行い、各自が思い思いのランプシェードを作製した。作品が乾く間、二班に分かれ西嶋和紙工業協同組合員の工房(向山十製紙、西伝製紙)を訪れ、書道半紙の作製行程や職人技を間近で見学した。昼食は、身延竹炭企業組合で作った竹炭パウダーを麵生地練り込んだ手打ちの「竹炭うどん」を味わった。

午後からは、創業220年の(株)萬屋醸造店において、酒造りや銘酒「春鶯囀」の由来である歌人、与謝野晶子が唱った掛軸や秘話などを八代目当主 中込元一郎社長より説明を受けながら見学した後、文人達が酔いしれた美酒を試飲した。



八代目当主 中込社長との交流風景

ランプシェード作製

その後、日本一早いお花見「ハウス桃園」の桃の花の見学を行った。四月になると、いっせいに花開く桃の花は、『ピンクのじゅうたん』のごとく、甲府盆地一帯をピンクに染めるが、この時期、地元でハウスの桃畑に出向くことはなく、満開の桃の花に参加者からの歓声が上がった。

女性限定のやまなし産業観光モニターツアーを実施

官公需適格組合の効果的な活用方法とは

ようなシステム作りをするべき。官公需適格組合を証明されていることによって仕事がある可能性は非常に少なく、証明を受けた後にどのような営業活動を行うことが出来るかが重要と云える。」と述べるなど営業の重要性について強い口調で語った。



浦上氏による講演

また、県内の官公需適格組合全体で要望事項を行政に対して行うための受け皿も必要であるとの意見が出たため、官公需適格組合を会員とした協議会等の設立も視野に入れた。組合の連携を行う事などが話し合われた。

続いて「官公需適格組合の有効な利用方法について」をテーマに開催された意見交換会には山梨県内で官公需適格組合証明を受けている15の組合から25名が参加して行われた。それぞれの組合より、現在の受注状況や官公需適格組合及び事業協同組合等を活かす施策等について意見発表が行われ、多くの組合より「国で進めている適格組合制度について地方公共団体の担当者は認識が低い」との意見が出され、中央会に対して地方公共団体等に積極的に制度普及等を行うよう要望された。



意見交換会では活発に意見が交わされた

1月26日、山梨県中小企業団体中央会において、平成21年度第1回官公需問題懇談会が開催された。懇談会は、講演会と意見交換会の2部構成で行われた。講演会では相模原事務用品協同組合前理事長の浦上裕司氏より、官公需適格組合の有効な活用方法について講演いただいた。講演で浦上氏は「組合は行政が進めている行政改革(経費削減等)のサポートを効率的に行える

中高年齢者の起業（創業）支援セミナー・交流会開催

と考えている中高年齢者を対象に行われ、起業（創業）に向けての流れ・成功のポイント等を中小企業診断士の伊藤文仁氏に、現在企業組合を立ち上げ活動している野草の里大月加工センター企業組合のマネージメントアドバイザー亀井好延氏に、起業してから現在までの状況を、また、起業の際に必要な資金の調達にかかわる制度融資の種類・借入れ手続きに関する説明を、日本政策金融公庫甲府支店国民生活事業融資第一課長中村孝一氏が行った。



マネージメントアドバイザー 亀井好延氏

その後、質疑応答に入り、受講者より、亀井氏に販路・コスト・売上高等、中村氏にビジネスプランの作成・要領・融資基準等の質問がなされた。受講者を対象に満足度のアンケート調査を実施した結果、とても参考になったという意見が多数を占めた。



中小企業診断士 伊藤文仁氏

当会では、去る3月10日（水）ホテルクラウンパレス甲府に於いて、平成21年度地域団体世代雇用支援事業の一環として「中高年齢者のための起業支援セミナー・交流会」（山梨労働局委託事業／主催・山梨県中小企業団体中央会、後援・山梨県）を開催した。



会場風景

去る3月18日に、甲府市内において一般事業主行動計画策定講習会を開催した。

本講習会は、平成17年の施行の「次世代育成支援対策推進法」の改正によるもので、「一般事業主行動計画」の策定及び山梨労働局への提出義務化について、加藤社会保険労務事務所加藤里美氏、小野久美子氏がそれぞれ講演を行った。

具体的に計画策定が義務づけられる事業所について、来年4月に301人以上の企業から101人以上の企業に拡大。本講習会で行動計画の策定及び従業員への周知義務も発生するため、制度のポイントを学んでもらおうと開催した。

講習会には、経営者や企業の総務担当者ら約40名が参加した。

①一般事業主行動計画の公表と従業員への周知

従業員が101人以上300人以下の企業は平成23年4月1日以降義務

●対象となる事業主	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

②一般事業主行動計画の策定・届出

一般事業主行動計画の策定及び届出が、平成23年4月1日以降、従業員数が101人以上の企業について義務となります（平成23年3月31日までは301人以上の企業について義務）。

一般事業主行動計画策定については、山梨労働局雇用均等室で相談・援助行っています。

●対象となる事業主	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

一般事業主行動計画策定講習会を開催!!

▶平成22年3月卒業就職未内定者限定

「新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業」の実施団体が決定!

当会では、本年度の新卒者就職内定率が大変厳しい状況にあることから、「新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業」を実施することとしました。

この事業は、本年3月に大学、高校等を卒業（予定）で、就職先が未内定の方を対象に、中小企業の生産現場に触れる機会を提供するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための長期間の職場体験（いわゆるインターンシップ）等を実施することにより、中小企業の人材確保を支援することを目的としております。

当会では、事業実施に先がけて、企画提案書の公募を平成22年2月15日（月）から3月10日（水）まで行いましたところ5件の応募がありました。提出のあった実施団体の企画内容について、3月19日に中央会研修室で審査委員6名による審査会を開催し、企画提案内容・財政状況など総合的に評価し、審査基準に達した次の実施団体が決定しました。

実施団体

- ・都留機械金属工業協同組合
- ・釜無工業団地協同組合
- ・山梨県中小企業労務改善団体連合会
- ・山梨県アパレル工業組合
- ・石和温泉旅館協同組合



■事業スケジュール

申込

本事業の趣旨を理解いただいた採用意欲ある中小企業と学生を対象としております。

受入企業への職場見学

職場実習スタート

職場実習終了

職場実習期間は6ヵ月

情報BOX

甲州市役所 新庁舎地下商業施設 募集中!!

甲州市役所では、新庁舎移転に伴い、中心市街地活性化と賑わいの創出と、来庁者や近隣の方々の利便性の向上を図るため、商業エリアで営業するテナントを募集しています!

■所在地: 甲州市塩山上於曽1085番地1 (旧 塩山ショッピングセンター・シルク)

■位置: 甲州市役所 地下一階スペース

■募集業種: 物販系、飲食系、サービス系

問い合わせ先

甲州市役所総務企画部管財課 TEL0553-32-2111(内線:241まで)

甲州市塩山上於曽1040番地

商品券等を発行されている業者の方へ!

関東財務局甲府財務事務所からのお知らせ

平成22年4月1日より「資金決済に関する法律」が施行されます。

- ◆平成22年4月1日付で、「前払式証券の規制等に関する法律」が廃止され、「資金決済に関する法律」が施行されます。
 - ◆これにより商品券等（「前払式支払手段」といいます）の範囲が拡大され、従来から対象とされてきた商品券等に加え、サーバ型のものについても、この法律の対象になり、届出又は（事前の）登録が必要となる場合があります。
- 商品券等をすでに発行されている、又はこれから発行を予定されている方は、ご注意願います。

- 従来から対象とされてきた商品券等とは、
 - ・紙やカードに金額等（商品名、サービス内容を含む）が表示されたもの、
 - ・カードのICチップなどに金額等が記録されているもの、
 - などをいいます。（なお、いわゆる入場券、利用券でも、回数券の形で販売している場合には法律の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。）
 - サーバ型とは、例えば利用者にはID番号などを記載したカード等を交付し、残高はサーバで管理するタイプのものをいいます。
- （※なお、どちらも有効期間が6ヶ月以内のものは、法律の対象外となります。）

資金決済に関する法律の概要

資金決済に関するサービスの社会的インフラとしての重要性

我が国金融、資本市場の機能強化の必要性

●サービスの提供の促進による利用者利便の向上・イノベーションの促進 ●利用者等の保護とサービスの適切な実施の確保 ●資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上

情報通信技術等の進展への対応

資金移動

- 銀行以外の者が、為替取引を行うことができることとする。
- 銀行法に関わらず、登録をした者（資金移動業者）は、為替取引（少額の取引に限る）を行うことができる。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とすることで、銀行に課せられる厳格な規制に代替する。
- 兼業規制、主要株主規制等は設けない。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を図る。

前払式支払手段

- 前払式支払手段について所要の制度整備を行う。
- 紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 自家型発行者は届出制、第三者型発行者は登録制、未使用発行残高の2分の1以上の保全義務等の現行の枠組みを維持する。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける、資産保全措置として信託銀行等への信託を認める、自家型発行者に対する監督規程の整備を行う等の整備を図る。

事業者による自主的な対応を促進するため、事業者団体に関する規定を整備

銀行間の資金決済の強化

資金清算

- 銀行間の資金決済について所要の制度整備を行う。
- 債務引受等により資金清算を行う主体（資金清算機関）を免許制とする。
- 現在、銀行間の資金清算は、全銀システムを運営する社団法人東京銀行協会が担っている。
- 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
- 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

※現行の前払式証券の規制等に関する法律は廃止する。

資金決済に関する法律(平成21年6月17日成立・同月24日甲府)

政令・内閣府令のポイント

前払式支払手段(プリペイドカード)

- 紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約のほかに信託銀行等への信託を認める。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける。
- 情報の安全管理措置を定める。

資金移動(新設)

- 銀行以外の者が、為替取引（少額の取引に限る）を行うことができることとする。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約及び信託銀行等への信託を認める。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を行う。

資金精算(新設)

- 銀行間の資金清算を行う主体（資金清算機関）を免許制とする（現在は東銀協（全銀システムの運営主体）が行っている。）。
- 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
- 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

その他

- 資金移動業者につき金融ADRを導入する。
- 認定資金決済事業者協会制度を導入する。

- 届出基準額・供託基準額(1000万円)を規定。
- 表示義務について、券面の面積が狭い場合等の緩和措置等を規定。
- 券面表示義務に代わる情報提供方法（ホームページ掲載、電子メール送信、チャージ機による表示）を規定。
- 保証契約の相手方につき健全性基準を規定。
- 信託契約の内容（当事者、信託財産の評価方法、信託の終了）、信託財産の種類等を規定。
- 払戻手続及び払戻しを認める場合（払戻額が発行額の100分の20、払戻額が残高の100分の5、利用者のやむを得ない事情により利用が著しく困難な場合）を規定。
- 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- 供託義務が免除される銀行等の要件を規定。

- 為替取引の上限額(100万円)を規定。
- 未達債務の額等の算出方法、最低要履行保証額(1000万円)を規定。
- 資産保全（供託又は保証契約、信託契約）の内容を規定。
- 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- 委託先に対する措置（遂行状況の確認、改善等）を規定。
- 利用者保護及び業務の適正確実な遂行のための措置（銀行との誤認防止の説明、契約情報の提供、受取証書の交付、振り込み詐欺対策、社内規則の整備）を規定。

- 剰余金配当が可能となる最低純資産額(20億円)、業務方法書に記載すべき事項等を規定。

- 資金移動業者に係る金融ADRの内容を規定。
- 会員の協会への報告事項、行政が協会へ提供できる情報の内容を規定。

現行の前払式証券の規制等に関する法律施行令、同施行規則は廃止する。・犯収法・外為法等の関係施行令、施行規則等につき所要の改正を行う。

◆不明な点等ございましたら、下記までご照会ください。また、法律等の詳細につきましては関東財務局のホームページをご覧ください。

<http://www.mof-kantou.go.jp/frames/kinyuu/shikinkessai/links.htm> 【お問合せ先】財務省関東財務局 甲府財務事務所 理財課 電話055-253-2263(直通) FAX.055-253-2245

山梨県中小企業団体中央会女性部会

女性部県大会を開催

は、感謝の気持ちでいっぱいです。」など、エピソードや地域活動などこれまでの人生を振り返りながら語った。

講演は、(株)資生堂顧問、山梨県人会連合会会長 弦間 明氏「文化が築く美の循環繁栄社会」と題して行われた。

「売上」の数字だけを見てしまいがちだが、プロセスが重要である。現代社会に於いて価値基準はお金になつていくが、真心、信頼が原点である。信頼を失っては、商いは成立しない。」と熱く語った。

大会終了後、交流会が行われた。



(株)資生堂顧問
山梨県法人会連合会会長
弦間 明氏



山梨県化粧品(協)
小林正子さん



山梨県認定着付美容師会
会長 中野豊子さん



県大会風景

山梨県中小企業団体中央会女性部会（深沢紗世子会長）は、3月3日甲府市湯村「甲府富士屋ホテル」において、『踏みだそう 夢に向かつて』をテーマに平成21年度県大会を開催し、県内の女性経営者や経営者パートナー、組合の女性役員など約60名が参加した。

経験発表では、山梨県美容業生活衛生同業組合・山梨県認定着付美容師会の中野豊子会長（ヘアサロンN）が、「今まで美容業一筋で歩んでこれたのは、家族や同僚、諸先輩方の温かな応援なしでは、迎えられなかった。昨年、『やまなし名工の匠』に選ばれたことは、これまでお世話になった皆さまへの恩返しがあった。皆さまでのお世話になつた皆さまでのお返しに、とできた想いです。これからは、業界の後継者育成のため、技と心を伝えて行きたい。」と胸を詰まらせながら語った。

また、山梨県化粧品小売協同組合の小林正子（小林薬局）さんは、「義母の夢である地域密着型の店を今日まで続けてこれたことは、私の最大の喜びでもあります。今は、地域の小売店の奥様方とお互いの店をPRするなど、小さな活動をはじめていきます。また、義母が亡くなったあと、薬局と化粧品店の仕事、妻・母・嫁の私に係る重圧や荷を軽くしようと義父は、影から応援してくれました。今は感謝の気持ちでいっぱいです。」など、エピソードや地域活動などこれまでの人生を振り返りながら語った。

編集後記

新年度がスタートだと言うのに、まだまだ変な陽気が続きますね。ここで一句…
春風に
気分よくして
春風邪に～
皆さん体調管理には気を付けましょう!!

●ご意見・ご要望は、
中小企業タイムズ編集班まで

TEL 055-237-3215
FAX 055-237-3216
E-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

第55回中央会通常総会日程のお知らせ

開催日 平成22年5月31日(月)

開催場所 昭和町西条「アピオ」

退職者紹介

平成22年2月28日付

退職

入野 昭 芳

(インターンシップ受入企業開拓事業コーディネーター)

鈴木 正 富

(新規役チャレンジャー事業ナビゲーター)

退任

山本 誠 司

(常務理事)

退職

池谷 久 司

(若年者地域連携事業コーディネーター)

池谷 香 織

(若年者地域連携事業コーディネーター)

湯之前 盛 喜

(若年者地域連携事業コーディネーター)

大橋 准 子

(インターンシップ受入企業開拓事業コーディネーター)

秋山 勉

(地域団体世代雇用支援事業アドバイザー)

角田 俊 和

(地域力連携拠点事業応援コーディネーター)

眞浦 正 徳

(地域力連携拠点事業応援コーディネーター)

明日を、かなえる。

みんなのために、ひとりのために

しんきん
バンク
Face to Face
信用金庫

山梨信用金庫
(055-235-0311)

甲府信用金庫
(055-222-0231)

ATM
全国19,900台

しんきんキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで、平日・土曜のご利用手数料が無料で、ご利用できます。(一部対象外のATMがございます。)

退職金準備等をお考えの経営者の皆様に！

山梨県中央会共済制度

- ◎特定退職金制度…
大企業並みの退職金制度が確立できます。
- ◎総合保障プラン…
集団扱定期保険により割安な掛金です。



引受会社

三井生命保険株式会社

〒400-0031 甲府市丸の内1-17-10 東武六水ビル8階
TEL055-224-3152

朝日の昇らぬ夜はない。

私たちトラックは、どんな悪天候でも走り続けています。きっと明日が来ると思っています。

それは、国内輸送の9割以上を担っているという責任があるから、日本の経済と豊かな生活を支えている人だからという自覚もあります。

だから、私たちは常に努力しています。安全に、確実に荷物を運ぶために、「事業用自動車総合安全プラン2009」など具体的な安全対策やコンプライアンス教育を徹底。また、かけがえのない環境を未来に残すための「アースリンクストップ運動」や「低公害車の導入促進」などにも積極的に取り組んでいます。

しかし、世界的な不況による先の見えない環境の中に私たちはいます。所産削減による燃料費の高騰に加え、燃料費の急激な減少や、運賃の値下げ競争など、次々と押し寄せる問題は中小企業が多数を占めるトラック業界にとって、企業存続の限界を超えるものとなっています。

それでも、私たちが走り続けるのは、みんなが笑顔で日本経済は立ち回れると思っているから、日本は元気になると思っているからです。必ず明日は来るから。

がんばれ日本!!

環境に優しいトラックが
つなぐ人の輪 未来の輪

(平成21年度 環境標語 最優秀賞)



(社)山梨県トラック協会(環境保全対策委員会)
(社)全日本トラック協会
後援/山梨県 関東運輸局山梨運輸支局